

改正

平成31年4月26日訓令第36号

有田市販路開拓支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の販路拡大活動を支援し、その取引拡大を通じて地域経済の活性化を図るため、中小企業者等が行う産品等の積極的な販路開拓、広告宣伝に係る費用の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、有田市補助金交付規則（昭和55年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業者及び個人事業主、又は農業者・漁業者及びそれらで組織される団体とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 市税等を完納していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が次の各号に規定する事業とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 和歌山県外及び海外で開催される展示会、見本市、商談会その他これに類似するもので、即売を主目的としないもの（以下「展示会等」という。）への出展事業
- (2) 海外及びインバウンド向けを対象とした販路開拓事業

2 補助事業は、補助金の交付の申請をする年度内に完了しなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の地方公共団体、その他公共的団体から同一の補助事業について補助金の交付を受ける場合は、前項に規定する経費から当該補助金の交付を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。ただし、同一の事業について国及び国の外郭団体等から補助金を受けている場合には、補助対象外とする。

3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

4 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、見本市等が開催される日の30日前までに提出しなければならない。た

だし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(交付内定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに交付内定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により内定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。この場合においては、前項の交付内定通知書に当該条件を記載するものとする。

(変更の申請及び承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付内定を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、交付申請の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、市長と協議してその指示に従うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に対し承認する旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付内定者は補助事業が完了したときは、速やかに次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 見本市等に出展した際の状況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、市長に補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は交付決定の変更を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第12条 交付決定者は対象事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月26日訓令第36号)

- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に残存する改正前の各様式は、当分の間、必要な修正を施した上で使用することができる。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 展示会等への出展事業	会場借上費	出展小間料、会場使用料	2分の1以内	100,000円 (海外への出展については200,000円)
	展示装飾費	会場等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費、光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費		
	広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスター、販促品等の作成に要する経費等 (出展に際し新たに必要となったもの)		
	旅費	公共交通機関利用運賃(原則1事業者につき1人分、市の旅費規程を準用) 有料道路通行料、宿泊費		
	人件費(*)	説明員、販売員設置費(見本市等への出展に伴い、臨時に雇い入れをする場合の経費に限る)		
	通訳・翻訳料	展示会での通訳に支払われる経費、資料等の翻訳に支払われる経費		
(2) 海外及びインバウンド向け販路開拓事業	広告宣伝費	チラシ、ポスター、カタログ等の作成経費、他	2分の1以内	100,000円
	翻訳料	チラシ等の作成にかかる翻訳料等		

(*) 人件費については、和歌山県の最低賃金を基準額とする